

慶應義塾対価収入の配分に関する細則

平成19年3月27日制定

平成23年3月25日改正

平成27年2月17日改正

本細則は、慶應義塾発明取扱規程第15条（収入の還元）、慶應義塾著作権取扱規則第10条（対価の配分）および慶應義塾研究成果有体物取扱規程第11条（収入の還元）の規定に基づき、義塾が得た収入の配分につき次のとおり定める。なお、著作権については以下の発明者を著作者に、研究成果有体物については以下の発明者を創作者に、それぞれ読み替えるものとする。

1 義塾が、特許等および著作権の実施許諾および譲渡の対価として第三者から得た一時金（オプションフィーを含む）およびロイヤルティ（以下、総称して「実施料収入」という。）について、その収入の15%を管理費として控除し、その残額を以下のとおり配分する。

発明者 50%

義塾 50%

2 発明者が複数である場合の一人当たりの配分額は、前項により算出された発明者への配分金額に対し、その発明者の持分（発明譲渡書に記載のもの）を乗じた額とする。

3 前第1項の配分は、実施料収入の入金があった都度、大学研究連携推進本部が行うものとし、原則として、以下のとおり運用する。

1) 大学研究連携推進本部は配分の対象となる発明者個人に対して、当該配分額を個人所得として受け取るか、または研究費として受け取るかの確認を書面にて行う。なお、当該確認は当該配分にかかる実施料収入の基礎となる契約案件について第1回目の収入があったときに限って行い、特段の申し出のない限り、第2回目以降の収入については、第1回目の取扱に準じる。

2) 発明者が個人所得を選択した場合は、原則として当該発明者の給与振込口座（学生については、当該学生が指定する口座）に振込処理を行う。また、発明者が研究費としての使用を選択する場合は、学術研究支援部等に振替処理を行い研究費としての取扱を依頼する。なお、研究費とする場合は「外部資金オーバーヘッドに関する申し合せ」（2003年12月19日大学評議会）によるオーバーヘッド徴収の対象外とする。

3) 前号の振込等配分処理は、原則として第三者からの入金後3か月以内に行う。

4 義塾への配分は、義塾の知的資産活動ならびに義塾における研究促進のために使用する。

5 発明者が退職または卒業した場合においても上記配分を行うものとする。ただし、発明者が退職または卒業した後、転居等により義塾への住所変更の届出を怠った場合にはこの限りではなく、配分は行わない。

6 配分を受ける権利を有する発明者が死亡したときは、その相続人が当該権利を承継する。

かかる承継の届出を怠った場合は前項と同様とする。

7 著作者が義塾の業務の一環として作成した著作物（大学・学部案内等を指し、教材・著書等は含まない）に基づく収入の配分については、前項に規定する配分先のうち著作者への配分は当該著作物を開発した組織への配分に読み替えて配分を行うものとする。

8 この取扱規程の改廃は、大学研究連携推進本部会議の審議を経て塾長が決定する。

附 則

本細則は、平成19年4月1日に効力を生じ、同日以降に義塾が受付する発明提案について適用される。

これにより、義塾の受付が平成19年3月31日以前の発明提案については、平成11年7月15日付の「義塾が所有する特許権の実施に伴う収入の配分基準」（以下、「旧配分基準」という。）が従前のとおり適用される。

附 則（平成23年3月25日）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。